

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市処理欄		
特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごと に異なります
宛 名 番 号		
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	
	氏名	
	電話	(内線 )
異 動 の 事 由  1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. その他  (下記の理由を丸で 囲んでください。)	異動後の未徴収 税額の徴収	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円
	1. 特別徴収継続	控 除 社 会 保 険 料 額 円
	2. 一括徴収 ( 月 日納期分 )	
3. 普通徴収		

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

(宛先)  沼津市長  平成 年 月 日提出	住所(居所) 又は所在地	〒									
	フリガナ										
	氏名又は名称										
	代表者の 職氏名印 個人番号 又は法人番号	⑩									
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日					
受給者番号(整理番号)	フリガナ	氏 名		円	月から	平成					
		〔旧姓〕			月から	.					
生年月日	昭和・平成		年	月	日	円					
個人番号											
1月1日 現在の住所	沼津市										
給与の支払を受け なくなった後の住所											

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴 収 予 定
1. 異動が平成 29 年 12 月 31 日 までで、申出があったため ( 月 日申出)	徴収予定 月 日 徴収予定額 円
2. 異動が平成 30 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.
異 動 者 印	一括徴収できない理由 1. 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。 2. その他( )

相続人の氏名等		1 (普A) 総受給者数(専従者・乙欄・退職者を除いた合 計)が2名以下 2 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者) 3 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が〇〇万円以下) 4 (普D) 給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない) 5 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)
氏名	続柄	
住所		
電話		

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒	新しい勤務先の 特別徴収義務者 指定番号	新規事業所の場合は記入不要です。  新しい勤務先では <b>月割額 円を</b> <b>月分 から徴収し、</b> <b>納入します。</b> 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。  納入書 要・不要 指定番号電話連絡 要・不要		
フリガナ		連絡先	課・係		
氏名又は名称			氏名		
代表者の職氏名印			電話	(内線 )	
個人番号 又は法人番号					

※ 市 記 入 欄	担当	年度	処理
		29 年度	
		30 年度	

【提出先】 〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号 沼津市役所財務部市民税課

御注意  
 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
 3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。  
 4 また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。  
 5 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。  
 6 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。